

下水道使用料について

使用料は、下水道を使用する方にお支払いいただくものです。処理場の運転や下水管の清掃・修繕など、下水道の維持管理費用にあてられます。

下水道使用料の計算は、次のとおりです。

(1)上水道（八戸圏域水道企業団）を使用している方

区分	基本使用料（1ヶ月につき）		超過使用料	
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
汚水	10 m ³ まで	1,217 円	1 m ³ につき	167 円

※ 上記で算出した額に消費税率 110/100 を乗じた額が下水道料金となります。

※ 合計額は 10 円単位とし、端数は切り捨てます。

例・・・2ヶ月で上水道使用量が 37 m³の場合

①使用水量は前月分を 19 m³、当月分を 18 m³と見なします。

前月分：（基本水量 10 m³、超過水量 9 m³）

{1,217 円（基本料金）+ 9 m³×167 円（超過料金）} × 110/100 = 2,992 円 = 2,990 円

当月分：（基本水量 10 m³、超過水量 8 m³）

{1,217 円（基本料金）+ 8 m³×167 円（超過料金）} × 110/100 = 2,808 円 = 2,800 円

②請求額：2,990 円（前月分）+ 2,800 円（当月分）= 5,790 円

(2)井戸水等（井戸、地域の共同（組合）水道など）を使用している方

上水道と違い、使用水量を確定できないため、世帯人数等によって算出します。

使用人数	月額使用料	使用人数	月額使用料
1 人	1,217 円	6 人	5,726 円
2 人	1,551 円	7 人	6,895 円
3 人	2,553 円	8 人	7,897 円
4 人	3,722 円	9 人	8,899 円
5 人	4,724 円	10 人	10,068 円

※ 上記で算出した額に消費税率 110/100 を乗じた額が下水道料金となります。

※ 合計額は 10 円単位とし、端数は切り捨てます。

例・・・使用人数が 3 人の場合（上水道の検針日に合わせて 2 ヶ月ごとの請求が多いです。）

1 ヶ月分：2,553 円 × 110/100 = 2,808 円 = 2,800 円

請求額：2,800 円 × 2 ヶ月 = 5,600 円

(3)上水道と井戸水等を併用している方

(1)と(2)をそれぞれ算出し、高い方が下水道使用料となります。

(注)・・・使用人数は、申告制となっていますので異動があった場合はご連絡ください。
また、過誤や虚偽の場合、遡っての請求や過料などの罰則がありますので
ご注意ください。